

2019再工技発第21号
令和2年3月18日

原子力規制委員会殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚

特定廃棄物管理施設の変更に係る
設計及び工事の方法の認可申請書
一部補正について

令和2年2月17日付け2019再工技発第19号をもって申請しました当社再処理
事業所特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書を別添のと
おり一部補正いたします。

本書の記載事項のうち、内の記載事項は公開制限情報に属するものであり公開できません。

別添

<別紙>

対象		変更内容
名称	ページ	
別紙	－	別紙－１のとおり変更する。

別紙一 1

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 日本原燃株式会社
住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108
代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

二 変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称 再処理事業所
所 在 地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸

三 変更に係る特定廃棄物管理施設の区分並びに設計及び工事の方法

区 分 その他廃棄物管理設備の附属施設
設計及び工事の方法 別添Ⅰのとおり

四 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する事項

「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に基づき策定した「全社品質保証計画書（規程第38号-39）」を別添Ⅱに示す。

五 変更の理由

特定廃棄物管理施設に設置している無停電電源装置のうち、415V無停電電源装置Cについては、改廃に伴い構成部品の一部が生産中止となったことから、装置の異常や故障が発生した場合にも適切に維持・管理できるよう後継機種へ更新を行う。また、415V無停電電源装置Cの更新に伴い、無停電電源装置の構成機器である425V蓄電池C2及び105V無停電交流母線用変圧器Cについても併せて更新を行う。

<その他廃棄物管理設備の附属施設>

対象		変更内容
名称	ページ	
1.4.2 電気設備	全	別紙-2のとおり変更する。

別紙－ 2

目 次

1. 廃棄物管理施設に係る「その他廃棄物管理設備の附属施設」

1.4 その他設備

1.4.2 電気設備

- a. 変更の概要 ホ-1-1
- b. 準拠すべき主な法令，規格及び基準 ホ-1-1
- c. 設計の基本方針 ホ-1-1
- d. 設計条件及び仕様 ホ-1-1
- e. 工事の方法 ホ-1-2

添付表

1.4.2.1 準拠法令表

- 第 1.4.2.1-1 表 準拠すべき主な法令，規格及び基準表..... 表-ホ-1-1-1

添付図

1. 系統図

1.1 廃棄物管理施設に係る「その他廃棄物管理設備の附属施設」

1.1.4 その他設備

1.1.4.2 電気設備

- 第 1.1.4.2-1 図 電気設備の単線結線図..... 図-ホ-1-1-1

2. 工事フロー図

2.1 廃棄物管理施設に係る「その他廃棄物管理設備の附属施設」

2.1.4 その他設備

2.1.4.2 電気設備

- 第 2.1.4.2-1 図 電気設備（無停電電源装置の更新工事）
の工事フロー図..... 図-ホ-2-1-1

1. 廃棄物管理施設に係る「その他廃棄物管理設備の附属施設」

1.4 その他設備

1.4.2 電気設備

a. 変更の概要

廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電気設備を設け、外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要な設備に使用することができる十分な容量及び信頼性のある予備電源用ディーゼル発電機、直流電源設備及び無停電電源装置を設置している。

無停電電源装置は、415V無停電電源装置C、425V蓄電池C2及び105V無停電交流母線用変圧器Cで構成している。

本申請では、廃棄物管理施設に設置している無停電電源装置を更新する。

また、425V蓄電池C2の蓄電池電圧を425Vから350Vへ変更する。

b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を第1.4.2.1-1表に示す。

c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、以下のとおり「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。

- ① 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。
- ② 本設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。
- ③ 本設備は、外部電源喪失時にも給電が必要な負荷に電力を供給できる十分な容量及び信頼性を有する設計とする。
- ④ 本設備は、安全機能を確認するための検査又は試験及び安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設計する。

(b) 本設備は、「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」を満足する設計とする。

d. 設計条件及び仕様

(a) 申請設備に係る単線結線図を第1.1.4.2-1図に示す。

(b) 申請設備の耐震クラスはCクラスである。

(c) 申請設備の電源盤及びケーブルは可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。

e. 工事の方法

本申請における工事は、「特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行い、技術基準に適合していることを適時の検査により確認する。

本申請における工事の方法を以下の項目及び第 2.1.4.2-1 図に示す。

(a) 工事の手順

本申請における工事の手順を以下に示す。また、工事の実施にあたっては、以下の必要な措置を実施する。

- ・ 隔離措置（運転停止，操作禁止等）及び隔離復旧を適宜実施する。
 - ・ 415V無停電電源装置Cの負荷への給電を維持するため、仮設電源設備を用いて給電する。
- ① 仮設電源設備（仮設無停電電源装置，仮設中継端子箱，仮設ケーブル）を据付ける。
 - ② 415V無停電電源装置Cの負荷への給電を仮設電源設備からの給電に切替える。
 - ③ 無停電電源装置（既設）を撤去する。
 - ④ 無停電電源装置（新設）を据付ける。
 - ⑤ 415V無停電電源装置Cの負荷への給電を415V無停電電源装置Cからの給電に切替える。
 - ⑥ 仮設電源設備（仮設無停電電源装置，仮設中継端子箱，仮設ケーブル）を撤去する。

(b) 試験・検査項目及び方法

事業変更許可及び技術基準規則に適合していること等については、工事工程において以下を適時確認する。

① 材料

- ・ 設備が所定の仕様（材料）であることを設計図書及び目視により確認する。

② 寸法

- ・ 設備が所定の仕様（寸法）であることを測定により確認する。

③ 据付・外観

- ・ 設備が所定の仕様（容量）であることを目視により確認する。
- ・ 設備の配置及び員数を目視により確認する。
- ・ 設備の外観に使用上有害な欠陥がないことを目視により確認する。
- ・ 415V無停電電源装置Cの負荷への給電の切替えが適切に完了したことを確認する。

④ 機能

- ・ 415V無停電電源装置C，350V蓄電池C2及び105V無停電交流母線用変圧器Cの電圧を測定により確認する。
- ・ 460V常用母線C，460V常用母線D又は350V蓄電池C2それぞれからの給電による交流出力電圧を測定により確認することで、設備が単線結線図のとおり構成されていることを確認する。

(c) 工事上の注意事項

本申請における工事に際しては、廃棄物管理施設保安規定及び労働安全衛生法を遵守するとともに、以下の注意事項に従い工事を進める。

- ① 本工事において、使用する工具については点検済みのもの、計測器については校正済みで、かつ有効期限内のものを使用する。
- ② 本工事において、周辺配管、機器等に損傷を与えないよう確実に養生を行うとともに、常に整理整頓に努める。
- ③ 本工事において、火気作業を実施する際は、作業エリア周辺に可燃物がないことを確認するとともに、作業場所を不燃シート等で火気養生する。
- ④ 本工事における高所作業時は、転落防止を図るため、十分な足場を確保する。
- ⑤ 本工事において、後打ちアンカを打設する際は、金属探知機にて鉄筋等の埋設物がないことを確認し、打設するアンカの相互間を一定距離以上離れた箇所に打設する。
- ⑥ 本工事において、使用する圧着端子は、丸型圧着端子とし、開先の加工は行わない。
- ⑦ 本工事において、ケーブルの解線及び結線を実施する際は、図面との照合を複数の工事監理員により確認する。
- ⑧ 本工事において、ケーブルの解線及び結線を実施する際は、電圧の有無を確認して作業を行う。

第1.4.2.1-1表 準拠すべき主な法令, 規格及び基準表

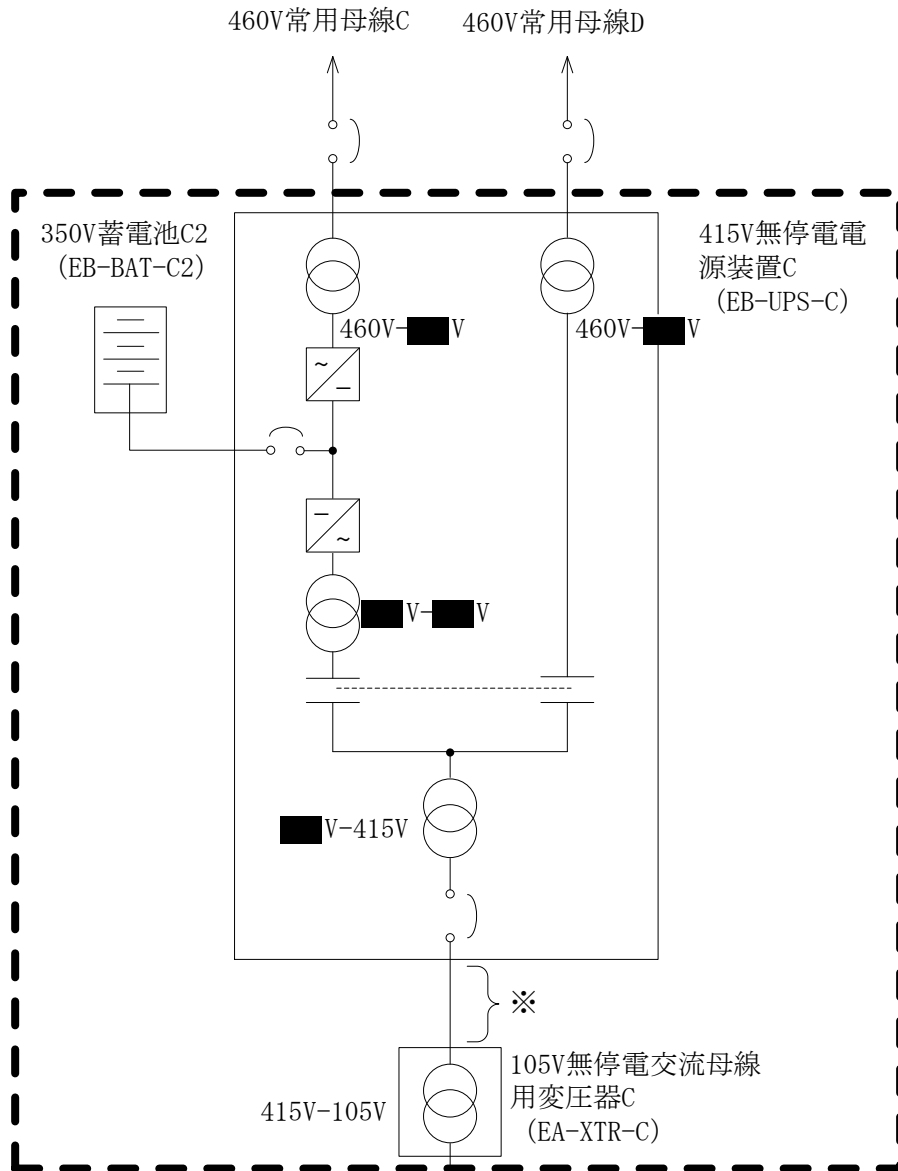
準拠すべき主な法令, 規格及び基準	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	炉 規 法	炉 規 法 施 行 令	廃 棄 物 管 理 規 則	廃 棄 物 管 理 施 設 設 工 規 則	廃 棄 物 管 理 施 設 品 管 規 則	日 本 産 業 規 格 (JIS)	電 気 学 会 電 気 規 格 調 査 会 標 準 規 格 (JEC)	JEAG4601	日 本 電 機 工 業 会 規 格 (JEM)	日 本 電 線 工 業 会 規 格 (JCS)	IEEE 規格	電 気 事 業 法	日 本 建 築 学 会 「 鋼構造設計規準 」
施設 / 設備区分													

<ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設>

その他設備	電気設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------	------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

- 注) 炉 規 法 : 核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日 法律第166号)
 炉 規 法 施 行 令 : 核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和32年11月21日 政令第324号)
 廃 棄 物 管 理 規 則 : 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則
 (昭和63年11月7日 総理府令第47号)
 廃棄物管理施設設工規則 : 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
 (平成4年3月26日 総理府令第4号)
 廃棄物管理施設品管規則 : 特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための
 組織の技術基準に関する規則 (平成25年12月6日 原子力規制委員会規則第32号)
J E A G 4 6 0 1 : 原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力編JEAG4601・補-1984, JEAG4601-1987,
 JEAG4601-1991 追補版)
I E E E 規 格 : The Institute of Electrical and Electronics Engineers
 電 気 事 業 法 : 電気事業法 (昭和39年7月11日 法律第170号)

E① 0007 JN 電保 A



凡 例	
記号	名 称
	しゃ断器
	変圧器
	コンバータ
	インバータ
	静止形切換スイッチ
	蓄電池

: 申請対象

※: 既設ケーブルを使用

【 無停電電源装置負荷（負荷容量：約■kVA）
（内訳）

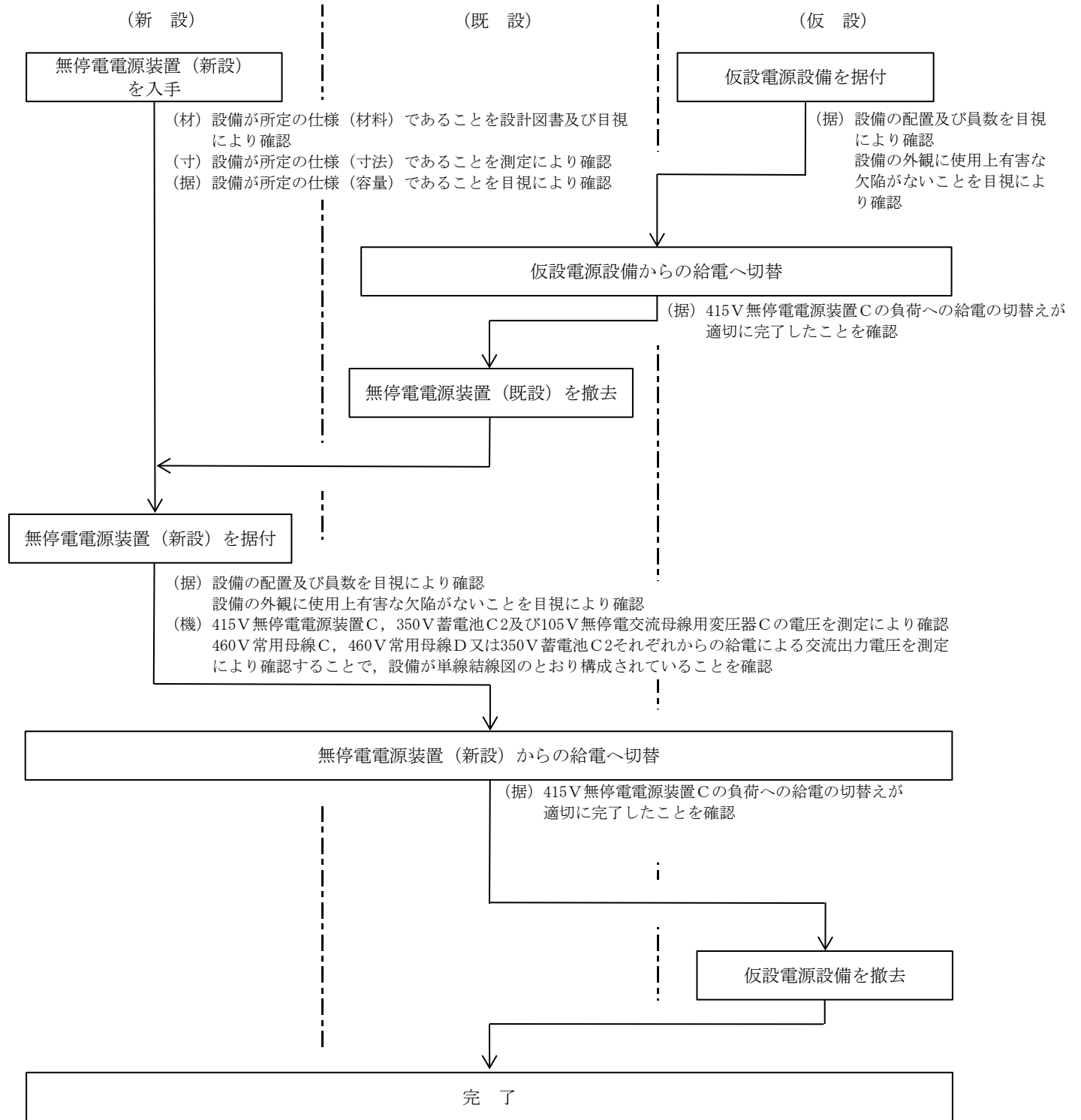
負荷設備	負荷容量
計測制御設備	約■kVA
放射線管理設備	

【 仕 様 】

設備名称		無停電電源装置	
容量		100kVA	
材料	筐体	鋼材（炭素鋼）	
	ケーブル	IEEE規格383を満足する難燃性ケーブル	
耐震クラス		C	
構成機器	415V無停電電源装置C	台数	1台
		寸法	幅 : ■ mm
			奥行 : ■ mm
	高さ : ■ mm		
	350V蓄電池C2	台数	1台
		寸法	幅 : ■ mm
			奥行 : ■ mm
			高さ : ■ mm
	形式	制御弁式据置鉛蓄電池	
105V無停電交流母線用変圧器C	台数	1台	
	寸法	幅 : ■ mm	
		奥行 : ■ mm	
高さ : ■ mm			

第1.1.4.2-1図 電気設備の単線結線図

現地据付工事



E① 0009 JN 電保 C

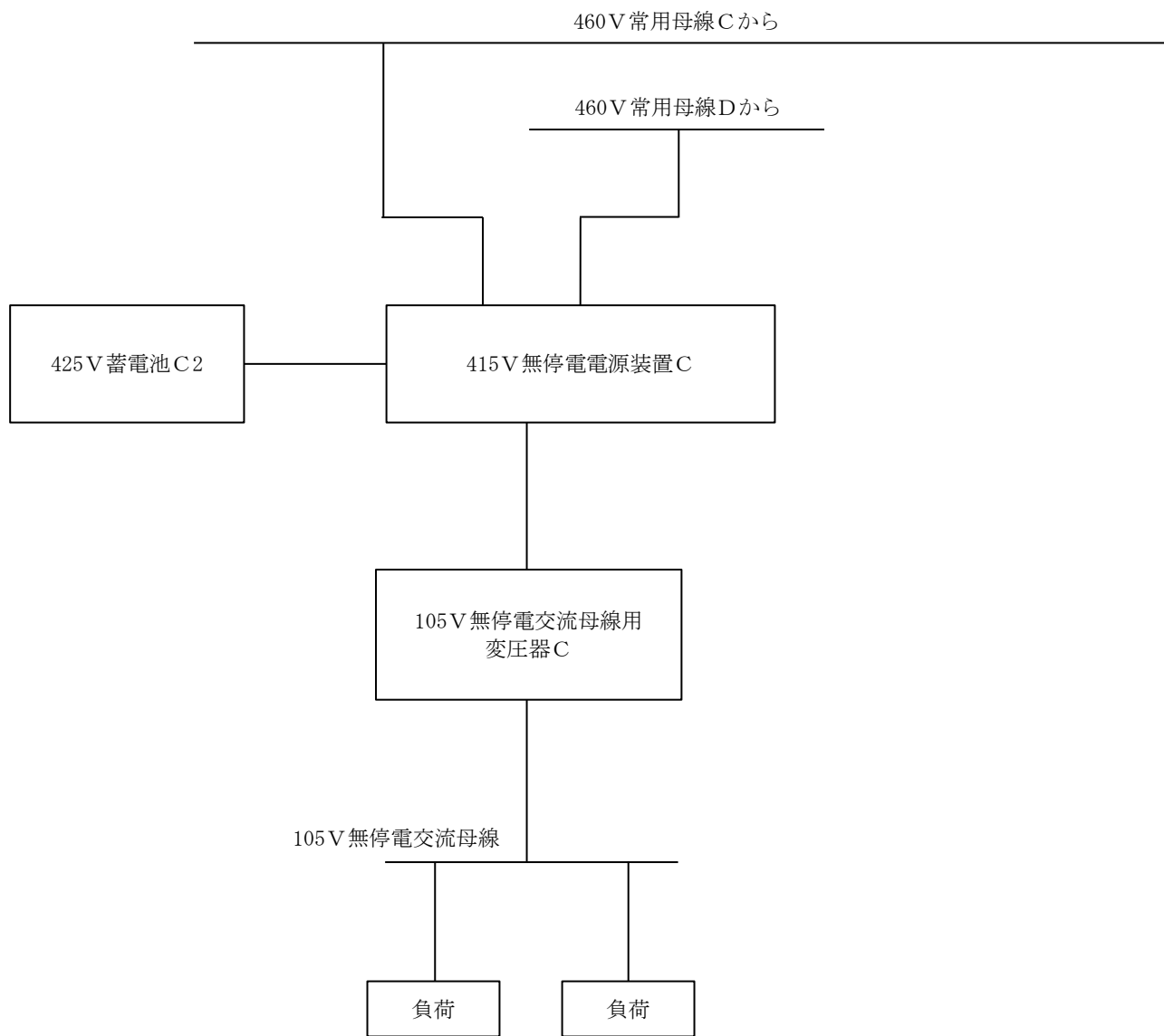
注1：工事の実施にあたり、必要な隔離措置（運転停止、操作禁止等）及び隔離復旧を適宜実施する。

注2：工事期間中の系統構成を別紙-1に示す。
また、今回の更新対象である無停電電源装置の配置を別紙-2に示す。

試験・検査項目記号

- (材)：材料
- (寸)：寸法
- (据)：据付・外観
- (機)：機能

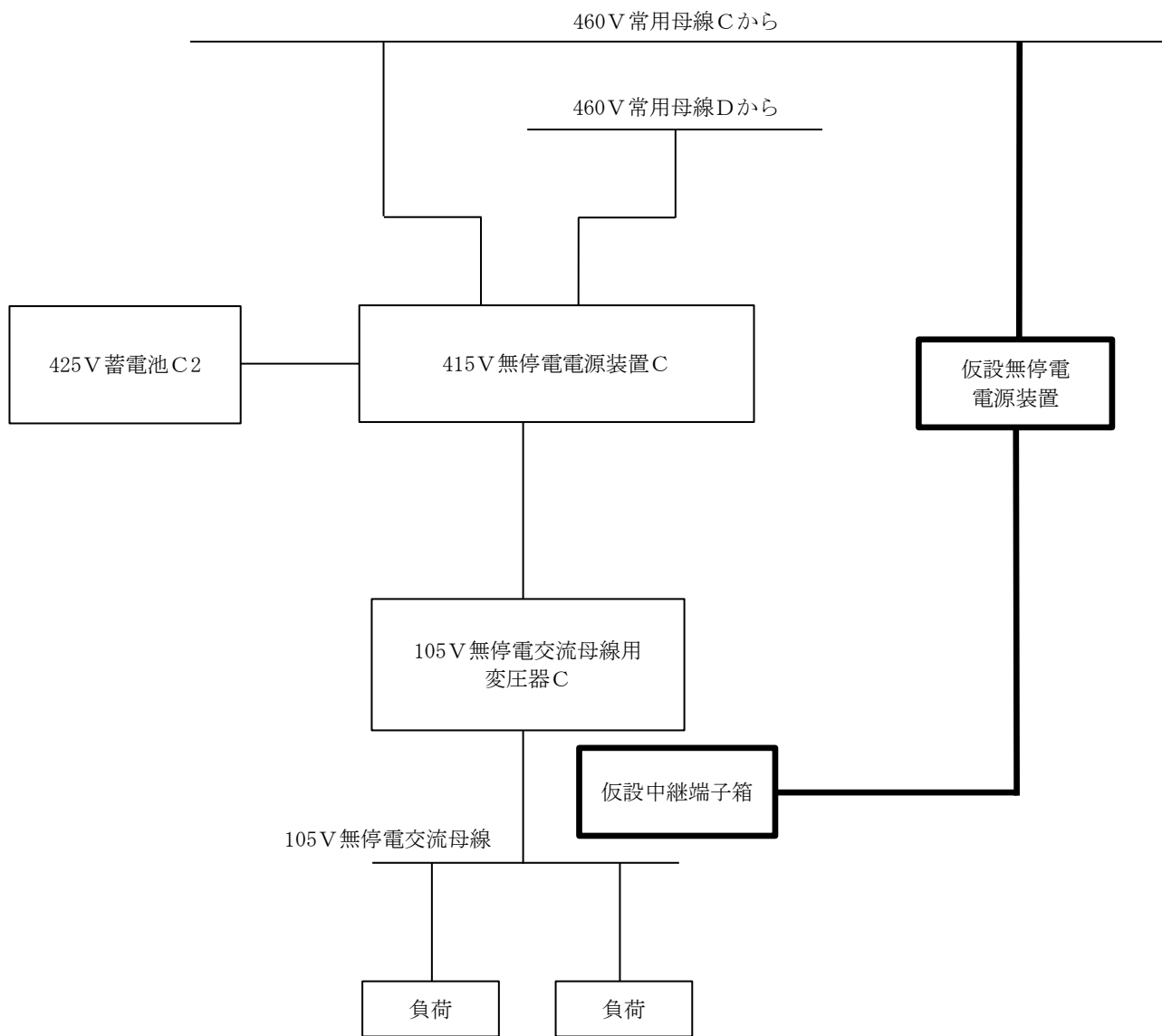
第2.1.4.2-1図 電気設備（無停電電源装置の更新工事）の工事フロー図



E① 0010 J N 電保 A

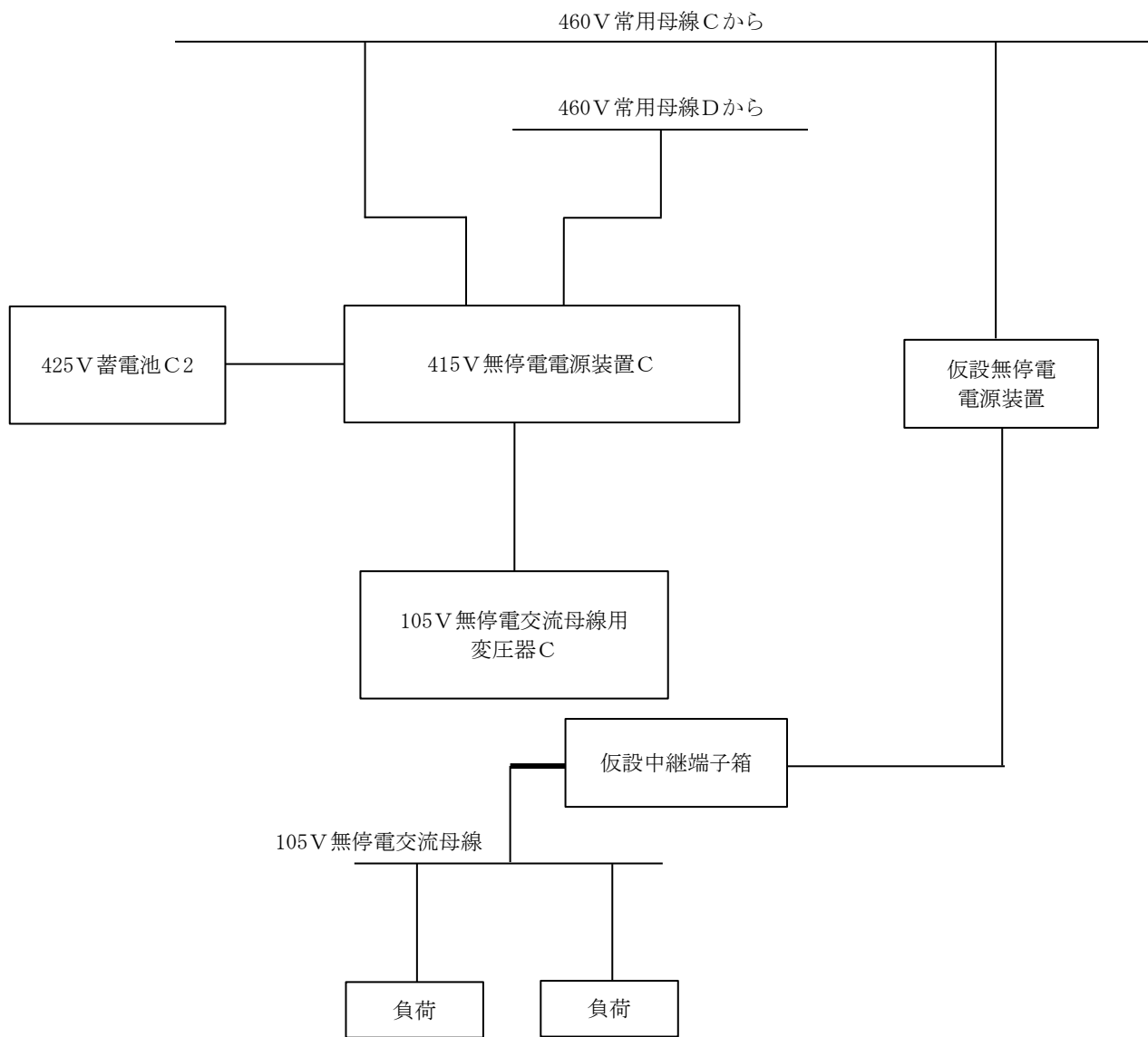
< 既設の系統概要 >

E① 0011 J N 電保 A

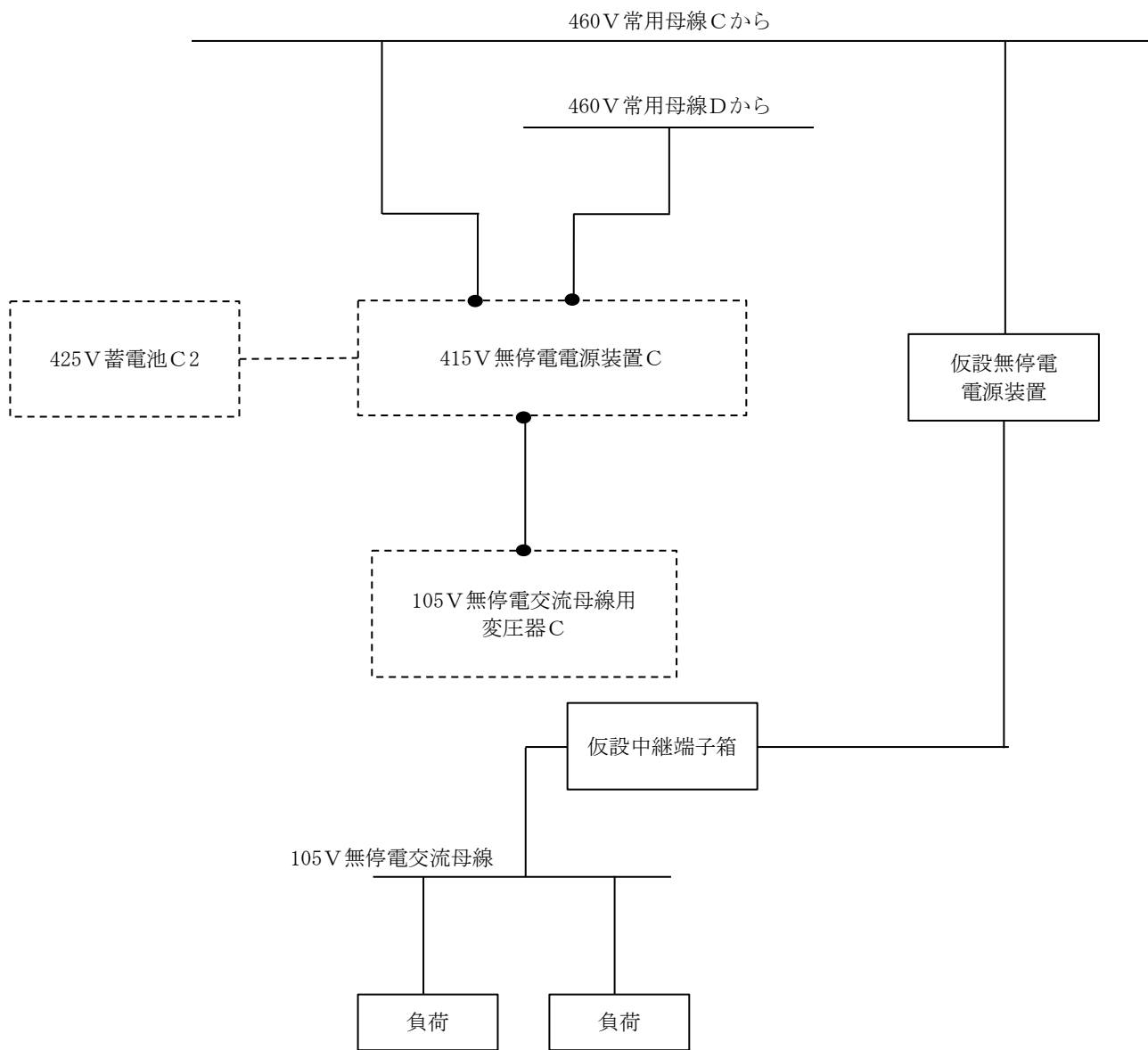


< 仮設電源設備を据付 (手順①) >

E① 0012 J N 電保 A



< 仮設電源設備からの給電に切替 (手順②) >

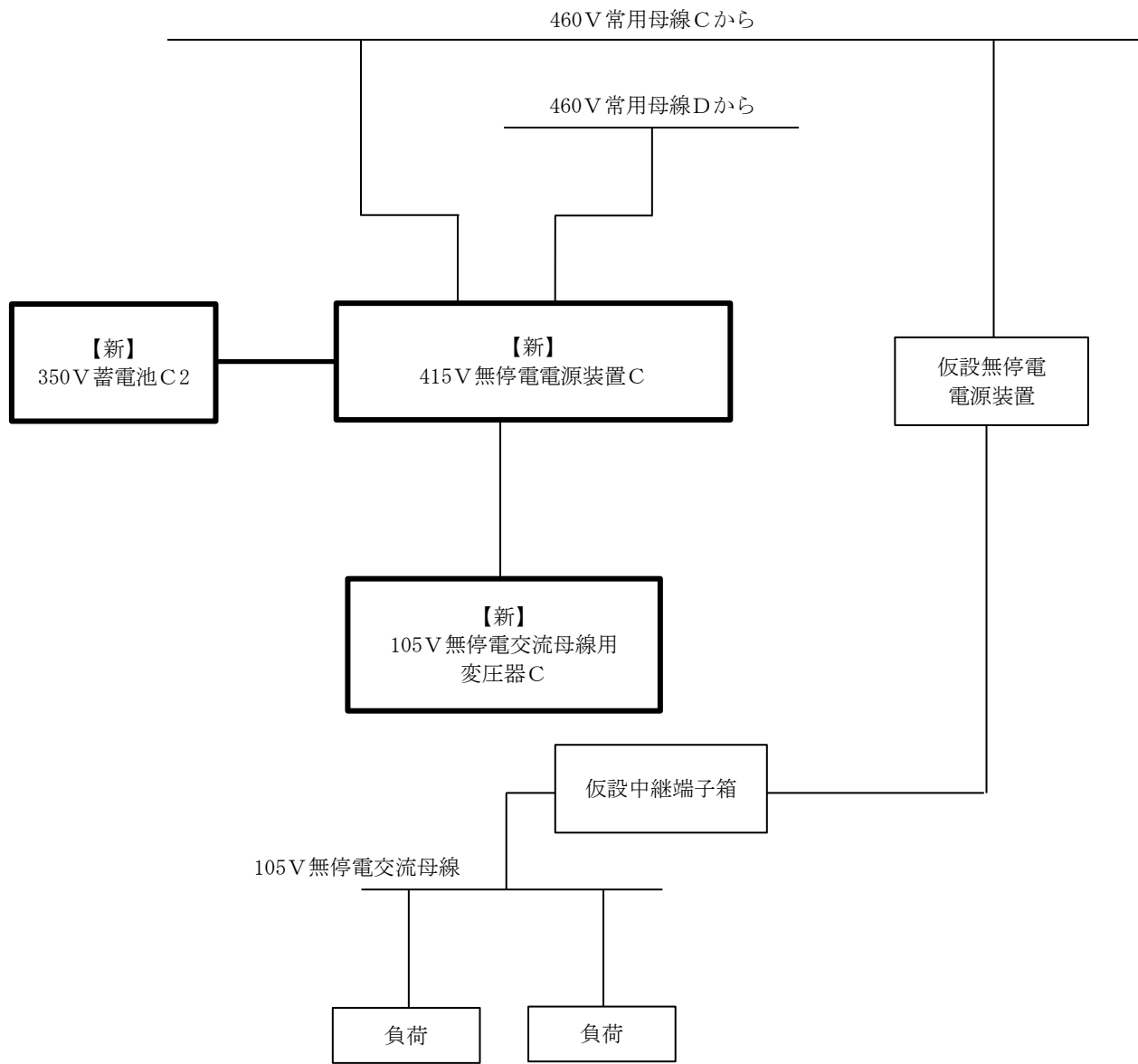


< 無停電電源装置（既設）を撤去（手順③） >

【凡例】

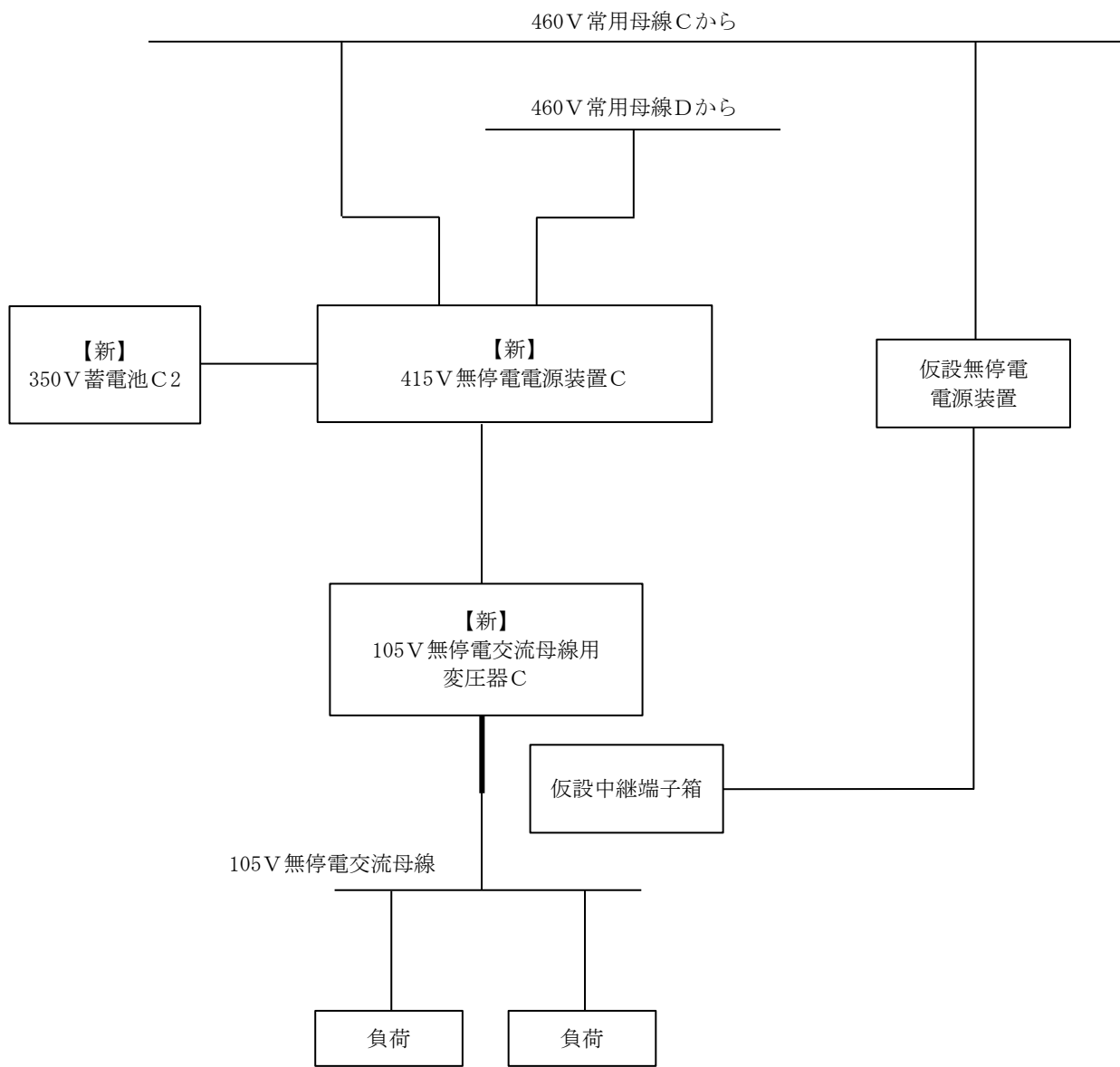
- : ケーブルを一時解線して端部を養生
- : 撤去対象

E① 0014 J N 電保 B



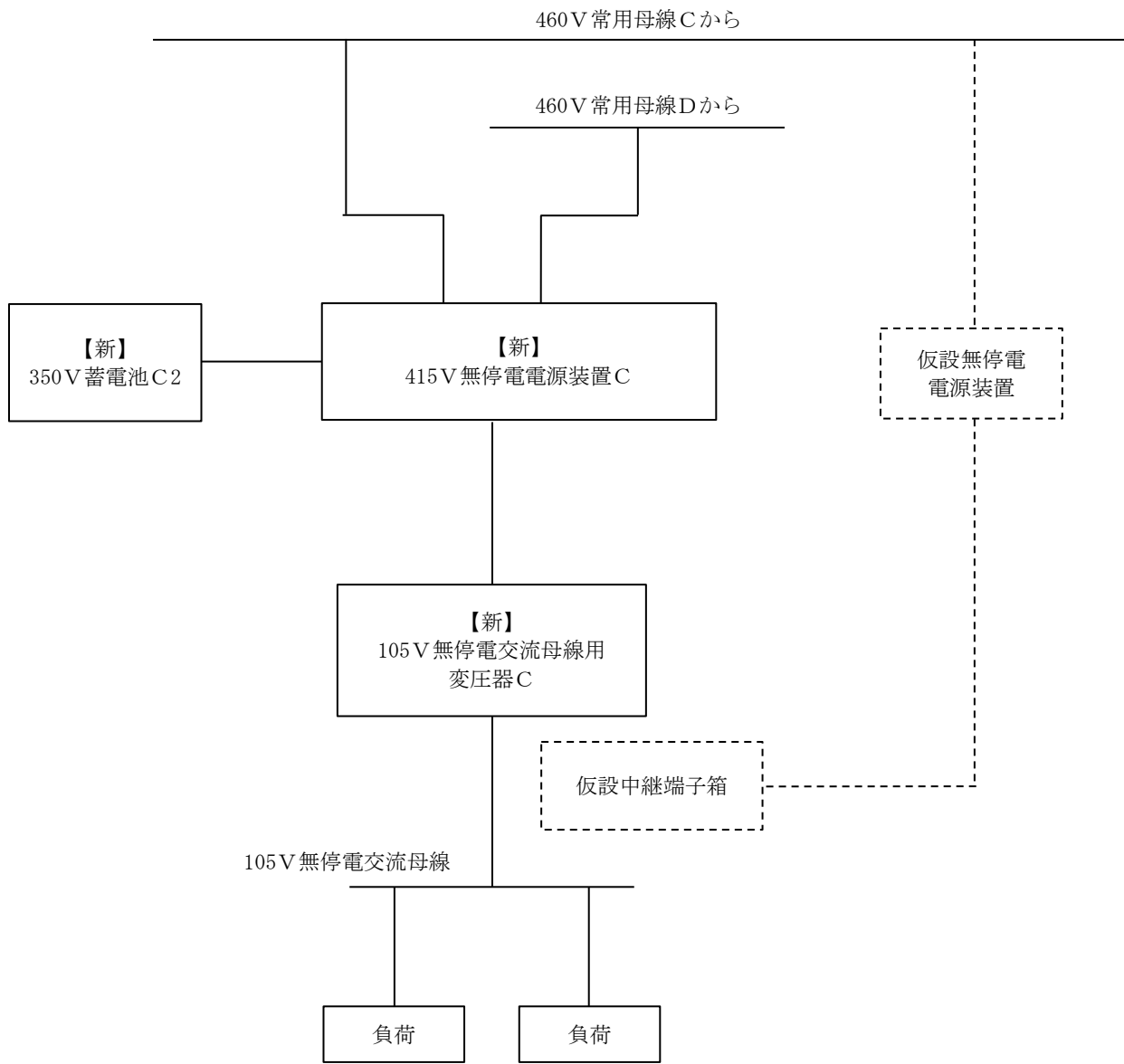
< 無停電電源装置（新設）を据付（手順④） >

E① 0015 J N 電保 A



< 415V 無停電電源装置 C からの給電に切替 (手順⑤) >

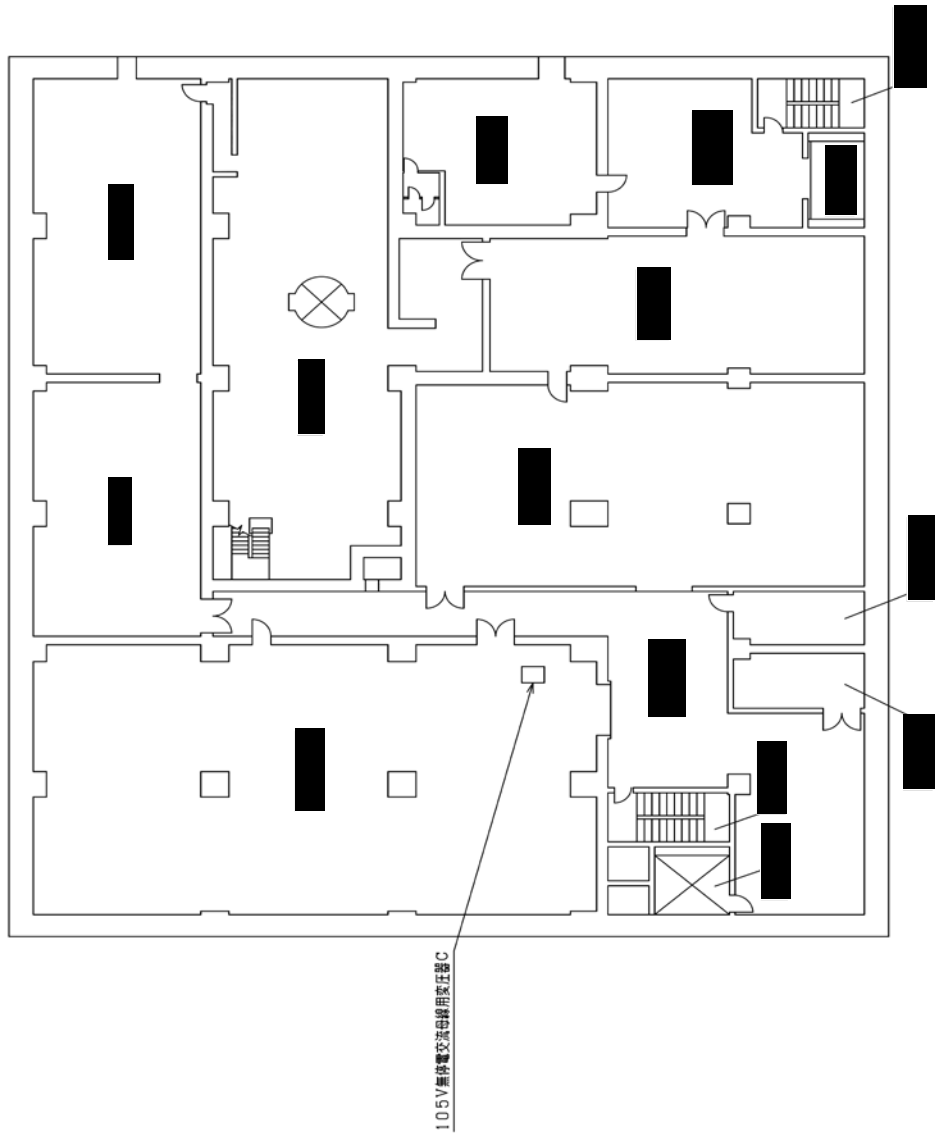
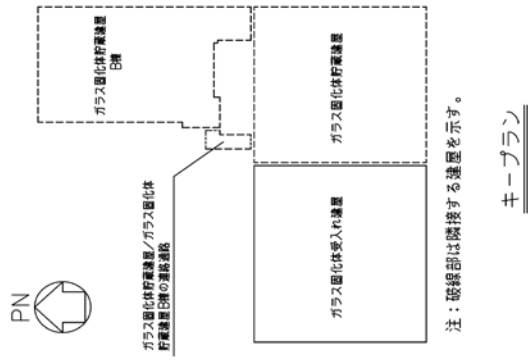
E① 0016 J N 電保 A



< 仮設電源設備を撤去（手順⑥） >

【凡例】
[] : 撤去対象

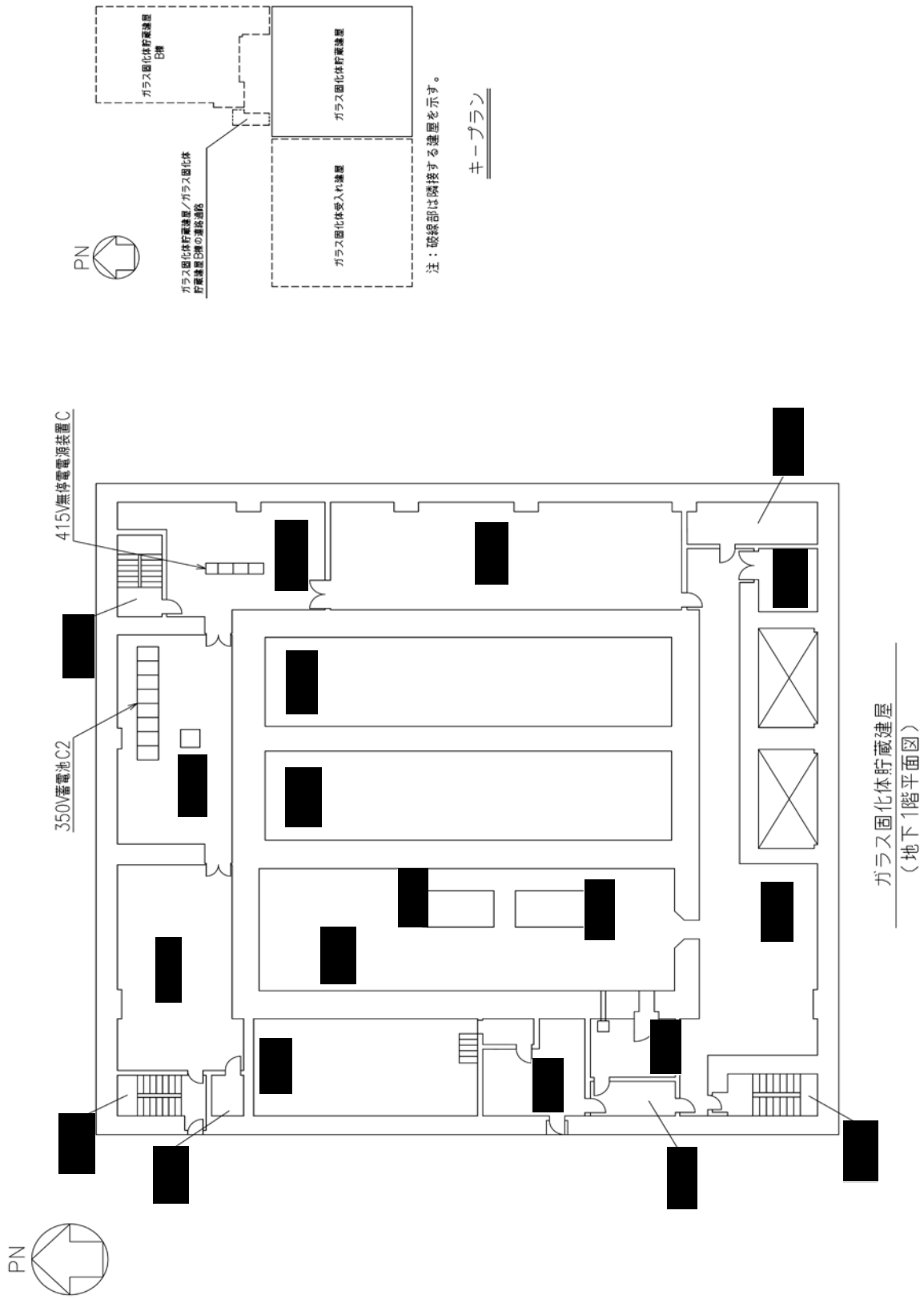
E① 0016-1 J N 電保 B



ガラス固化体受入れ建屋
(地下1階平面図)

<無停電電源装置の配置>

E① 0016-2 J N 電保 B



<無停電電源装置の配置>

< 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 >

対象		変更内容
名称	ページ	
特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書	1～21	別紙－1 のとおり変更する。

別紙一 1

特定廃棄物管理施設のうち、本申請に係る施設における「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」との適合性について以下に示す。

技術基準の条項	評価の必要性の有無		適合性
	有・無	項・号	
第三条 火災等による損傷の防止	有	3項	別添-1
第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	無	—	別添-2
第四条の二 地震による損傷の防止	有	1項	別添-3
第四条の三 津波による損傷の防止	無	—	別添-4
第四条の四 外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	別添-5
第四条の五 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	別添-6
第四条の六 核燃料物質の臨界防止	無	—	別添-7
第五条 材料及び構造	無	—	別添-8
第六条 閉じ込めの機能	無	—	別添-9
第七条 遮蔽	無	—	別添-10
第八条 換気	無	—	別添-11
第九条 放射性廃棄物による汚染の防止	無	—	別添-12
第十条 受入施設又は管理施設	無	—	別添-13
第十一条 処理施設及び廃棄施設	無	—	別添-14
第十二条 安全機能を有する施設	有	2項	別添-15
第十三条 搬送設備	無	—	別添-16
第十四条 計測制御系統施設	無	—	別添-17
第十五条 放射線管理施設	無	—	別添-18
第十六条 予備電源	有	1項	別添-19
第十七条 通信連絡設備等	無	—	別添-20

(火災等による損傷の防止)

第三条

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設が火災又は爆発の影響を受けることにより特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。
- 2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。
- 3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。
- 4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造としなければならない。
- 5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置は、消火設備及び警報設備ではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置は、消火設備及び警報設備ではないため、適用を受けない。
- 3 本申請に係る無停電電源装置の筐体は、既設と同様に鋼材を使用し、ケーブルは IEEE 規格 383 の垂直トレイ試験を満足し、既設と同様に難燃性ケーブルを使用することから、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する設計としていることに変更はない。
また、350V 蓄電池 C2 の型式は、室内に水素が発生し難い制御弁式据置鉛蓄電池である。

なお、無停電電源装置の設置にあたっては、建築基準法に基づく防火壁で区画され、消火設備及び火災感知器が設置された室内に設置する。
- 4 本申請に係る無停電電源装置は、水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないため、適用を受けない。
- 5 本申請に係る無停電電源装置は、水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備をその内部に設置するセル及び室ではないため、適用を受けない。

(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤)

第四条

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は、特定廃棄物管理施設の地盤に直接設置する設備ではないため、適用を受けない。

(地震による損傷の防止)

第四条の二

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。
- 2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。
- 3 安全上重要な施設が前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置は、既設と同様に耐震重要度に応じてCクラスとし、廃棄物管理事業変更許可申請書のとおり、建築基準法施行令第 88 条に基づき地震層せん断力係数に 1.0 を 20%増しとした静的地震力と常時作用している荷重（自重）を組み合わせ、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で部材にかかる応力が許容応力以下であることを確認していることから、重要度に応じた耐震性を有する設計としていることに変更はない。

具体的には、「原子力発電所耐震設計技術指針（重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984等）」（日本電気協会）に基づく評価によりボルトに生じる発生応力が許容応力以下となることを確認しており、許容応力は「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版）」（日本機械学会）に規定されている値を用いている。

- 2 本申請に係る無停電電源装置は、安全上重要な施設ではないため、適用を受けない。
- 3 本申請に係る無停電電源装置は、安全上重要な施設ではないため、適用を受けない。

(津波による損傷の防止)

第四条の三

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設がその供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は、基準津波に係る防護措置のための設備ではないため、適用を受けない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第四条の四

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置は、自然現象（地震及び津波を除く。）に係る防護措置のための設備ではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置は、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に係る防護措置のための設備ではないため、適用を受けない。

(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

第四条の五

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下「事業所」という。）には，特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入，特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため，適切な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は，不法な侵入等を防止するための設備ではないため，適用を受けない。

(核燃料物質の臨界防止)

第四条の六

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は、核燃料物質を取り扱う設備ではないため、適用を受けない。

(材料及び構造)

第五条

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。
- 2 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は、「容器等」ではないため、適用を受けない。

(閉じ込めの機能)

第六条

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。
 - 一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。
 - 二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。
 - 三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
 - 四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。
 - イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。
 - ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。
 - ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

[適合の説明]

- 1
 - 一 本申請に係る無停電電源装置は、流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管ではないため、適用を受けない。
 - 二 本申請に係る無停電電源装置は、密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードではないため、適用を受けない。
 - 三 本申請に係る無停電電源装置は、放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室ではないため、適用を受けない。
 - 四 本申請に係る無停電電源装置は、液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設ではないため、適用を受けない。

(遮蔽)

第七条

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。
- 2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設しなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は、遮蔽設備ではないため、適用を受けない。

(換気)

第八条

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。
 - 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
 - 二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
 - 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
 - 四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように施設すること。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は、換気設備ではないため、適用を受けない。

(放射性廃棄物による汚染の防止)

第九条

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁，床その他の部分であつて，放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり，かつ，人が触れるおそれがあるものの表面は，放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は，放射性廃棄物により汚染されるおそれがある室に設置するものではないため，適用を受けない。

(受入施設又は管理施設)

第十条

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように施設しなければならない。
- 2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。
 - 一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。
 - 二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。
 - 三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずること。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は、特定第一種廃棄物埋設施設及び放射性廃棄物を管理する施設ではないため、適用を受けない。

(処理施設及び廃棄施設)

第十一条

- 1 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。
 - 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
 - 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
 - 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
 - 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
 - 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するように施設しなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置は、放射性廃棄物を廃棄する設備ではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置は、放射性廃棄物を処理する設備ではないため、適用を受けない。

(安全機能を有する施設)

第十二条

- 1 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。
- 2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。
- 3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置は、他の原子力施設と共用するものではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置は、既設と同様に運転中も検査又は試験及び保守又は修理が可能となる系統構成としているとともに、保守又は修理のためのスペースを有し、容易にアクセスできる場所に設置しており、施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように機器の配置を考慮した設計としていることに変更はない。
- 3 本申請に係る無停電電源装置は、安全上重要な施設又は当該施設が属する系統ではないため、適用を受けない。

(搬送設備)

第十三条

- 1 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。
 - 一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。
 - 二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は、放射性廃棄物を搬送する設備ではないため、適用を受けない。

(計測制御系統施設)

第十四条

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。
- 2 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は、計測制御系統施設ではないため、適用を受けない。

(放射線管理施設)

第十五条

- 1 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。
 - 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率
 - 二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
 - 三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
 - 四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度
 - 五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量
- 2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならない。

[適合の説明]

本申請に係る無停電電源装置は、放射線管理施設ではないため、適用を受けない。

(予備電源)

第十六条

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置は、容量（100kVA）に変更はなく、負荷設備である計測制御設備及び放射線管理設備の負荷容量（約 ■kVA）にその他設備の容量を考慮したとしても十分な容量を有しているため、既設と同様に外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に、監視設備その他必要な設備に使用する予備電源を施設する設計としていることに変更はない。

なお、無停電電源装置の更新において、425V蓄電池C2の蓄電池電圧を、更新する415V無停電電源装置Cの仕様に合わせて425Vから350Vに変更するが、変圧器を設けていることから、105V無停電交流母線へ給電する交流出力電圧（105V）に変更はない。

(通信連絡設備等)

第十七条

- 1 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならない。
- 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。
- 3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。

[適合の説明]

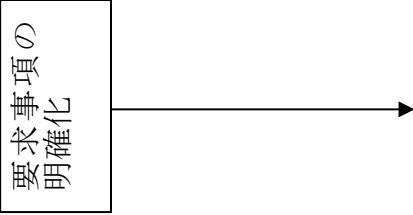
- 1 本申請に係る無停電電源装置は、警報装置及び通信連絡設備ではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置は、通信連絡設備ではないため、適用を受けない。
- 3 本申請に係る無停電電源装置は、事業所内の人の退避のための設備ではないため、適用を受けない。

<特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準への適合に関する説明書>

対象		変更内容
名称	ページ	
設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画	27～28	別紙－1 のとおり変更する。

別紙一 1

2. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画 (1 / 3)

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (注1)	
	当社	調達先		(設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	記録等
設計	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 要求事項の 明確化 </div> 		○	業務実績又は業務計画 設計主管課長 (電気保全課長) は, 設計要求事項検討表を作成し, 設備の設計へのインプット (要求事項) を明確にし, 設計管理要領に基づきその適切性 (要求事項が明確化されていること) をレビューし, 設計要求事項検討表を承認した。 設計主管課長 (電気保全課長) は, 上記の設計要求事項検討表を踏まえ, 設計へのインプット (要求事項) に対する設計を実施し, 設計へのインプットとアウトプットを対比し, 設計の結果 (アウトプット) が設計へのインプット (要求事項) を満たすか設計レビュー(注2)により評価した。設計レビューは, 設計審査委員会(注2)での審議を実施した。	設計要求事項検討表 設計要求事項検討表

【再処理事業部 設計管理要領】

注1 : 安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設に係る実施内容を示す。(以下同様)

注2 : 保安規定第3条の8の3 第4項に基づき, 再処理事業部長が任命する委員長及び再処理事業部長が選任する委員により構成し, 体系的なレビューを実施するための会議体である。

2. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画 (2 / 3)

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
	当社	調達先		業務実績又は業務計画	記録等
設計	<pre> graph TD A[当社] --> B[詳細設計] B --> C[調達先による設計実施] </pre>		○	<p>業務実績又は業務計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計主管課長 (電気保全課長) は, 設計レビューにより評価した設計要求事項検討表を踏まえ, 設計に係る調達要求事項を仕様書として作成し, 設計の結果が仕様書に含まれていることを検証し, 承認した。 設計主管課長 (電気保全課長) は, 調達先から提出される設計の結果 (設計図書) が設計へのインプットに適合していることを検証し, 設計図書を承認した。 <p>【再処理事業部 設計管理要領】 【再処理事業部 調達管理要領】</p>	<p>記録等</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 検証記録 設計図書

2. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画 (3 / 3)

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)
	当社	調達先		
設計			○	業務実績又は業務計画 ・設計主管課長 (電気保全課長) 及び許認可業務課長は, 設計図書等 (注3) と設工認図書との照合・審査を行い, 設工認申請した。設工認申請にあたっては, 廃棄物取扱主任者の審査を受けた。 【再処理事業部 設計管理要領】
工事及び検査			△	・仕様書 ・工事計画書 ・検証記録 ・設計主管課長 (電気保全課長) は, 製作・据付に係る調達要求事項を仕様書として作成し, 設計の結果が仕様書に含まれていることを検証し, 承認する。 ・工事担当課長 (電気保全課長) は, 調達先から提出される工場での製作及び現地での据付工事の計画を承認し, 工事を実施する。 【再処理事業部 設計管理要領】 【再処理事業部 調達管理要領】 【再処理事業部 製作および据付・施工管理要領】
			△	・検査要領書 ・妥当性確認の結果の記録 ・設計主管課長 (電気保全課長) は, 検査要領書を定め, これに従い調達先等が実施する検査記録が妥当であることを確認し, 承認する。 【再処理事業部 設計管理要領】 【再処理事業部 調達管理要領】 【再処理事業部 検査および試験管理要領】

注3 : 設計図書の他, 既許可の事業許可申請書, 既認可の設工認図書, 法令, 規格及び基準等を含む。